

律令と古代の社会

1, 飛鳥・白鳳の文化

飛鳥文化：推古朝を中心とした時期－中国の南北朝と朝鮮3国の影響

仏教の伝来 (538年・552年) ←百濟聖明王 【史料1】

諸豪族の信仰－氏寺の建立→古墳に代わる権力のシンボル

蘇我氏－飛鳥寺、聖徳太子－四天王寺・斑鳩寺、秦氏－広隆寺など

薄葬令 (646年)－古墳の大きさを縮小させる←古墳がシンボル性を持たなくなる

例：高松塚古墳－径18m、高さ5m

聖徳太子－師・慧慈 (高句麗僧)、三経義疏－お経の注釈書←南朝の梁に手本

寺の伽藍－高句麗・百濟との共通性

仏像－法隆寺釈迦三尊像 (鞍作鳥) ←中国北朝や高句麗系の技法

中宮寺半跏思惟像←南朝や百濟の技法

忍冬唐草文様・エンタシス－エジプト・ペルシャの影響←シルクロード

白鳳文化：7C後半の文化－新羅を通じて初唐文化の影響

仏教は朝廷内部でも信仰 舒明天皇－百濟大寺→大官大寺 川原寺・薬師寺－官寺

676年、天武天皇－国家仏教の政策→護国の経典 (金光明経) の配布・僧尼の統制

漢詩文の隆盛←漢字の教養を身につけた百濟の王族等の渡来

和歌も形を整える－万葉仮名の発明 【史料2】

2, 平城京の政治

国土の開発

710年、平城京へ遷都 約80年間を奈良時代

支配領域の拡大－エミシ・隼人への支配権

東北部 8c初頭－出羽建国 出羽柵・多賀柵の設置

九州南部 大隅建国 多嶺島も支配下に 【史料3】

産業の発展 畠作の奨励

鉱物資源－陸奥の金 周防・長門の銅 近江・美作の鉄など

708年、武蔵国で銅の発見→年号を「和銅」に

貨幣の鑄造－「富本銭」「和同開珎」 蓄銭叙位令 (711年)

道路の整備と駅家制

遣唐使

702年 遣唐使の復活－先進の文物の輸入

1回－4船 500人を超える使節と留学生・留学僧 【史料4】

朝鮮半島との関係

百濟・高句麗の滅亡 (660年・668年) →多くの亡命者 (渡来人)

王族・貴族は中央政界で活躍 一般人は東国へ移配 【史料5】

新羅：往来は多かったが政治的緊張も

新羅－対等外交を 日本－朝貢国とする

渤海：唐・新羅との対抗 日本へ朝貢 北方の産物をもたらす

政権の混乱→藤原氏の台頭と王家の拮抗 【史料 6】

鎌足の子、不比等－律令体制の確立に活躍（大宝律令・養老律令）

天皇家と婚姻関係

長屋王－藤原氏を抑えようとしたが失敗し自殺（長屋王の変、729年）

不比等の娘光明子を聖武天皇の皇后に→4子が実権掌握、しかし疫病死（737年）

橘諸兄が実権を握る←藤原広嗣が大宰府で反乱（740年）－失敗

聖武天皇－平城京を去り、恭仁（山城）・難波（摂津）・紫香楽（近江）と遷都

政情不安→仏教の力に頼る－国分寺建立の詔（741年）、 【史料 7・8】

大仏建立の詔（743年）、大仏開眼供養（752年）

藤原仲麻呂の政権掌握－諸兄の子奈良麻呂の反乱計画（757年）を鎮圧

「惠美押勝」の名をもらう－太政官以下の官名を唐風に変更←儒教色の濃い政治

道鏡の台頭－孝謙上皇と結び着く←押勝が反乱（764年）、鎮圧される 【史料 9】

孝謙上皇の重祚－称徳天皇 道鏡は太政大臣・さらに法王

宇佐八幡宮の神託によって天皇を狙う－和氣清麻呂に阻止→下野薬師寺に配流

光仁天皇の即位－藤原百川ら

政策の変化

律令に合わない＋飢饉や自然災害＋未熟な土木技術＋男子の負担増→浮浪・逃亡

百万町歩開墾計画（722年）→口分田の回復

三世一身法（723年）→墾田の制限付き所有 【史料 10】

墾田永年私財法（743年）→租を納入すれば制限なし 【史料 11】

－初期荘園の成立の要因→しかし、別の評価も

3. 天平文化

聖武天皇の治世の年号－「天平」

唐との交流、新羅との緊張→支配者層に「国家」意識→国史・学問・芸術

国史と地誌

712年、『古事記』－『帝紀』『旧辞』を太安麻呂が筆録 史【史料 12】

720年、『日本書紀』－舎人親王←中国の正史を前提－神話＋天皇家中心の国家成立

713年、『風土記』－国ごとの産物・由来・伝承→常陸・出雲・豊後・肥前が残存

学問と文芸－中国に倣う→「文章経国」 【史料 13】

教育：中央－大学、地方－国学

漢詩文：『懐風藻』 和歌：『万葉集』－万葉仮名

国家仏教－政情不安と国家意識→鎮護国家

国分寺と大仏建立－東大寺は大和の国分寺

六宗兼学＝三論・成実・法相・俱舎・華嚴・律→鑑真ら渡来僧の活躍－戒律を伝える

民間布教の禁止←行基などの活動も 【史料 14】

天平の美術

正倉院宝物・唐招提寺金堂・東大寺法華堂

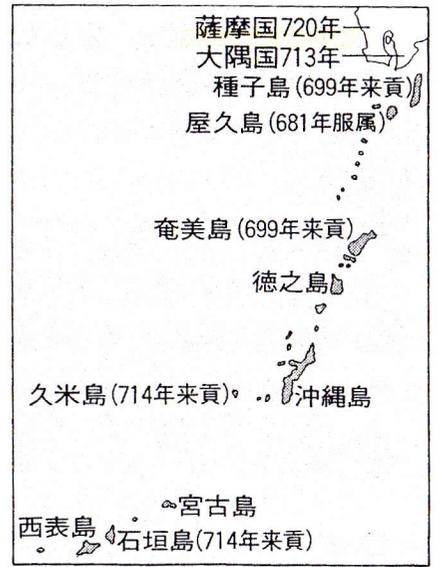
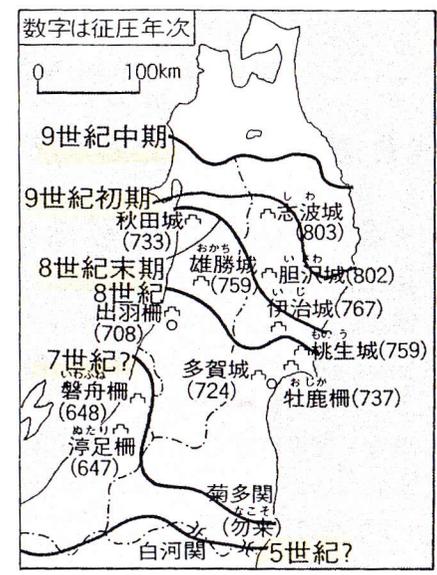
●仏教の伝来
 ①千支でいうと壬申の年になる
 ②百済の第二五代の王(在位五二一〜五五四)
 ③幡は卒から細長い布や錦などを垂らしたものを。蓋は仏像の上にかざす笠状のもの。いずれも仏堂内の荘厳具
 ④「日本書紀」などの正史は朝鮮諸国を日本の属国とする意識で記している。「献」「西蕃」などは、この意識からくる表現
 ⑤蕃は、草がひろがるの意。中国では異民族の国を未開の蕃地として蔑視した。ここでは西の隣国の意で、百済をさす
 ⑥端麗なさまをいう
 ⑦大臣の蘇我稲目(馬子の父)。宿禰は敬称
 ⑧秋の稔りの豊かなという意味で、日本の国号につける美称
 ⑨中臣氏は朝廷の祭祀を専門に担当した氏族
 ⑩他国の神。ここでは仏のこと

●仏教の伝来
 (欽明天皇十三年) 冬十月、百済の聖明王………
 仏の金銅像一軀、幡蓋若干、經論若干卷を獻る………
 (天皇) 乃ち群臣に歴問して曰く、「西蕃の獻れる仏の相貌端嚴し。全ら未だ曾て有ず。礼ふべきや不や」と。蘇我大臣稲目宿禰奏して曰さく、「西蕃の諸国、一に皆礼ふ。我大臣稲目宿禰奏して曰さく、「西蕃の諸国、一に皆礼ふ。豊秋、日本、豈独り背かむや」と。物部大連尾刈・中臣連鎌子、同じく奏して曰さく、「我が国家の、天下に王とましますは、恒に天地社稷の百八十神を以て、春夏秋冬、祭拜りたまふことを事とす。方に今改めて蕃神を拝みたまはば、恐るらくは国神の怒を致したまはむ」と。天皇曰く、「情願ふ人稲目宿禰に付けて、試みに礼ひ拜ましむべし」と。
 (日本書紀)

【史料2】天武天皇を讃える和歌

壬申年之乱平定以後歌二首
 皇者 神爾之座者 赤駒之 腹婆布田為乎 京師跡祭之都
 右一首、大將軍贈右大臣大伴卿作
 大王者 神爾之座者 水鳥乃 須太久水奴麻乎 皇都常成都 作者不詳
 右件二首、天平勝宝四年二月二日聞レ之、即載ニ於茲也。
 (皇は 神にし坐せば 赤駒の はらばふ田井を 京師となしつ)
 (大王は 神にし坐せば 水鳥の 多集く水沼を 皇都となしつ)
 (『万葉集』 卷十九 4260・4261)

【史料3】支配領域の拡大



【史料4】遣唐使一覧

年代	使節	備考
1 630(舒明2) 632(" 4)	出 犬上御田歙 帰 犬上御田歙	(帰) 旻
2 653(白雉4) 654(" 5)	出 吉士 長丹 帰 高田根麻呂	2 グループ派遣か
3 654(" 5) 655(斉明1)	出 高向 玄理 帰 高向 玄理	高向玄理、唐で死亡
4 659(" 5) 661(" 7)	出 坂合部石布 帰 坂合部石布	長安で一時期抑留
5 665(天智4) 667(" 6)	出 守 大石 帰 守 大石	
6 667(" 6) 668(" 7)	出 伊吉 博徳 帰 伊吉 博徳	唐使の送還を目的
7 669(" 8) ?	出 河内 鯨 帰 河内 鯨	帰朝不確実
8 702(大宝2) 704(慶雲1) 707(" 4)	出 粟田 真人 帰 粟田 真人	(往)阿倍仲麻呂・吉備真備・玄昉
9 717(養老1) 718(" 2)	出 多治比県守 帰 多治比県守	(往)阿倍仲麻呂・吉備真備・玄昉
10 733(天平5) 734(" 6) 736(" 8)	出 多治比広成 帰 多治比広成	(帰) 真備・玄昉
11 746(" 18)	出 石上乙麻呂 帰 石上乙麻呂	中止
12 752(天平勝宝4) 753(" 5) 754(" 6)	出 藤原 清河 帰 吉備 真備	藤原清河漂流 鑑真渡来
13 759(天平宝字3) 761(" 5)	出 高 元度 帰 高 元度	清河の帰国を目的
14 761(" 5) 762(" 6)	出 小野 石根 帰 小野 石根	中止
16 777(宝亀8) 778(" 9)	出 布施 清直 帰 布施 清直	唐使節送還を目的
17 779(" 10) 781(天応1)	出 藤原葛野麿 帰 藤原葛野麿	(往)橘逸勢・最澄・空海
18 804(" 23) 805(" 24)	出 藤原 常嗣 帰 藤原 常嗣	(往)小野篁の不服 (往)円仁
19 838(承和5) 839(" 6) 840(" 7)	出 菅原 道真 帰 菅原 道真	遣唐使廃止
20 894(寛平6)		

遣唐使一覧

【史料5】渡来人の東国移住

武蔵国高麗郡

こまぐん 高麗郡

武蔵国の郡名。初見は「続日本紀」。武蔵国のほぼ中央部に位置し、外秩父^外丘陵地帯に属している。郡名の由来は、高麗人を移して新たに郡を設置したことによる。四囲の境は入間^{入間}・多摩^{多摩}・秩父の各郡と接している。

〔古代〕武蔵国分寺献進瓦に「高」の字がみえるが、文献上の初見は、「続日本紀」霊龜2年5月条に「以駿河・甲斐・相模・上総・下総・常陸・下野七国高麗人千七百九十九人、遷于武蔵国、始置高麗郡焉」とある記事。また同書延暦8年10月条に「散位従三位高倉朝臣福信薨、福信武蔵国高麗郡人也、本姓背奈、其祖福德属唐将李勣拔平壤城、来归国家居武蔵焉、福信即福德之孫也」とある。貞観14年の貞観寺田地目録帳には「山本庄地九町七段三百歩 在高麗郡」とあって(仁和寺文書/平遺1-163)、高麗郡の山本荘が貞観寺領として勘録されている。「延喜式」の神名帳には郡内の神社の記載はない。「和名抄」では「古末」と訓じ、高麗^{高麗}・上総^{上総}の2郷があげられ、小郡。郡衙の所在地は高麗郷(現在の入間郡日高町高麗本郷)で、高麗王若光の子孫が郡司であったと考えられる。

【史料6】奈良時代の政争年表

天皇	主要事項	権力者	
元明	平城京遷都(710)	藤原氏	反藤原氏
元正	養老律令の制定(718) 藤原不比等の死(720) 三世一身法(723)	藤原不比等	長屋王
聖武	長屋王の変(729) 光明子の立后(729) 藤原四兄弟の病死(737) 藤原広嗣の乱(740) 国分寺建立の詔(741) 大仏造立の詔(743)	藤原四兄弟	橘諸兄 (玄昉 吉備真備)
孝謙	大仏開眼供養(752) 橘奈良麻呂の変(757)	藤原仲麻呂	道鏡
淳仁			
称徳	惠美押勝の乱(764) 道鏡皇位事件(769)		

▲奈良時代の政治史と権力者の変遷

【史料7】

●国分寺の創建

- ①二月十四日の詔り
- ②聖武天皇 ③政治と教化
- ④寝てもさめても
- ⑤流行病。七三五〜七三七(天平七〜九)年に天然痘が大流行し、藤原四子など貴族の多くも死亡した
- ⑥恐れと恥ずかしさと ⑦人民幸福
- ⑧七三七(天平九年十一月)の詔の指示

⑨七三七(天平九年)年三月の詔の指示
⑩こまぐんでは七三八(天平十七年)の秋か冬に出された詔の引用か

⑪護国経の一つ。この経が流通する国は四天王など諸天が守護すると説く

⑫王舎城における釈迦の八年間の説法を結果したとされる経典。この経の功德はといかなる災難も克服できると信じられて護国経の一つとされた

⑬仏法をさす

⑭仏の加護の意思

⑮幽界(来世)と明界(現世)

⑯封戸。一九ページ参照

⑰教えと戒律

⑱二八ページ参照

●大仏造立

①善薩とは仏教に帰依し修行する者。善薩の願いと仏教を興隆し衆生を救おうという願いのこと

②華嚴経の本尊。仏国土をあらわす

③金の鍍金をした銅製の像

④造寺造仏など、仏教興隆のための協力者やその組織・集団

⑤仏恩のこと

⑥仏の悟りの境地

⑦これにつづく省略部分で「徒らに人を勞するだけでは非難を生じてかえって仏罰をうけるから、知識に加わる者は誠の心をもつて造仏に当たれ」と指示している

●国分寺の創建

(天平十三年三月)乙巳、詔して曰く、「朕薄徳を以て忝く重任を承け、未だ政治を弘めず。瘡痍多く慚づ。……頃者、年穀豊かならず、疫癘頻りに至る。慙懼交集りて、唯勞して己を罪す。是を以て広く蒼生の為に遍く景福を求む。故に前年、朕を馳せて天下の神宮を増し飾る。去歲、普く天下をして釈迦牟尼仏の尊像高さ一丈六尺なる者各一鋪を造り、并せて大般若経各一部を写さしむ。今春より已來、秋稼に至るまで、風雨序に順ひ、五穀豊穰なり。……宜しく天下諸国をして、各敬みて七重塔一区を造り、并せて金光明最勝王経・妙法蓮華経各一部を写さしむべし。朕又別に金字の金光明最勝王経を写し、塔毎に各一部を置かしめむと擬す。冀ふ所は、聖法の盛なること、天地とともに永く流へ、擁護の恩幽明に被らして恒に満たむことを。其れ造塔の寺は、また国の華たり。必ず好処を扱びて、実に長久にすべし。……又国毎の僧寺には封五十戸、水田十町を施し、尼寺には水田十町。僧寺には必ず廿僧有らしめ、其の寺の名を金光明四天王護国寺と為し、尼寺には一十尼ありて、其の寺の名を法華滅罪寺と為し、兩寺相共に宜しく教戒を受くべし。……」と。

(続日本紀)

●大仏造立

(天平十五年)冬十月辛巳、詔して曰く、「……粵に天平十五年歲次癸未十月十五日を以て、善薩の大願を發して、盧舎那仏の金銅像一軀を造り奉る。国銅を尽して象を鎔し、大山を削りて以て堂を構へ、広く法界に及ぼして朕が知識と為し、遂に同じく利益を蒙らしめ、共に菩提を致さしめむ。夫れ天下の富を有つ者は朕なり。天下の勢を有つ者も朕なり。この富勢を以て、この尊像を造る。事や成り易き、心や至り難き。……もし更に、人情に一枝の草、一把の土を持ちて像を助け造らむと願ふ者有らば、恣に聴せ。……」と。

(続日本紀)

官名 → 唐風

太政官	→	乾政官
紫微中台	→	坤宮官
太政大臣	→	大 師
左大臣	→	大 傅
右大臣	→	大 保
中務省	→	信部省
式部省	→	大部省
兵部省	→	武部省

【史料9】官名の唐風官名への改名の一例

書名	巻数	収載の天皇	撰者	成立年代
日本書紀	30	(神代)~持統	舍人親王ほか	720(養老4)
続日本紀	40	文武~桓武	藤原継縄ほか	797(延暦16)
日本後紀	40	桓武~淳和	藤原緒嗣ほか	840(承和7)
続日本後紀	20	仁明一代	藤原良房ほか	869(貞観11)
日本文徳天皇実録	10	文徳一代	藤原基経ほか	879(元慶3)
日本三代実録	50	清和~光孝	藤原時平ほか	901(延喜1)

【史料12】

六国史一覧表

【史料 10】

- 三世一身法
 - ①太政官が天皇に上申する文書、「公式令」に規定がある
 - ②狭い
 - ③開墾すること
 - ④三代目のこと。田令、功田の条に「凡功田は、上功は三世に伝えよ、中功は二世に伝えよ、下功は子に伝えよ」とあるので、三世は曾孫をさすと考えられるが、本人・子・孫とする説もある
 - ⑤既設の溝や池を利用して開墾した場合には

【史料 11】

- 墾田永年私財法
 - ①格とは律令の追加法令をいい、ここでは三世一身法をさす
 - ②意のままに
 - ③親王は天皇の兄弟や皇子。一品から四品までの四階に区分される。諸臣は左表参照
 - ④郡司は大領・少領・主政・主帳の四等官を中心として職務を分担した

1~6	正一位・正二位・正三位	従一位・従二位・従三位	500町 400町 300町
7~26	正四位上・正四位下	従四位上・従四位下	200町
27~30	正八位上・正八位下	従八位上・従八位下	50町
	大初位上・大初位下	少初位上・少初位下	10町

位階(30階)と開墾限度

●三世一身法
 (養老七年四月)辛亥、太政官奏すらく、「頃者、百姓漸く多くして、田池窄狭なり。望み請ふらくは、天下に勸め課せて、田疇を開闢かしめん。其の新たに溝池を造り、開墾を営む者有らば、多少を限らず、給ひて三世に伝えしめん。若し旧き溝池を逐はば、其の一身に給せん」と。奏可す。
 (続日本紀)

●墾田永年私財法

(天平十五年五月)乙丑、詔して曰く、「聞くならく、墾田は養老七年の格に依りて、限満つる後、例に依りて収授す。是に由りて農夫怠倦して、開ける地復た荒る。と。今より以後は、任に私財と為し、三世一身を論ずること無く、咸悉くに永年取る莫れ。其の親王の一品及び一位は五百町、二品及び二位は四百町、三品・四品及び三位は三百町、四位は二百町、五位は百町、六位以下八位已上は五十町、初位已下庶人に至るまでは十町、但し郡司には、大領・少領に三十町、主政・主帳に十町。若し先より地を給ふこと茲の限より過多なるもの有らば、便即ち公に還せ。……」と。
 (続日本紀)

【史料 13】『懷風藻』序文

(學問)の展開を述べる。
 三 天智帝が天命を受けて即位されるに及んで、及も至も同じ。「也」は助字。「天子の御事業を広め開き、御はかりごとをひろきひろげられた。開はひろく、広めること。「天子の道は天地に至り達し(爾雅、釈詁「格、至也」)、その功業はあまねく天下にかがやき渡った。三 風俗を整え民を教化するには、文學問などより貴いものはなく、徳を養い身を立派にする(ここは出世の意か)には、學問が最も大切であって先だ。三 ここに於て即ち学校を建て、秀才を召し、五礼を定め、もろもろの法度(法規)を興し定められた。↓補

●行基の活動

- ①各寺におかれ、僧侶や財産の管理にあたる僧職
- ②およそ午前十一時から午後一時の時間にあたる
- ③僧尼統制上の規則を定めた僧尼令の条文。僧尼の寺院外での布教活動の禁止、乞食の規制を定めている。余の物とは食物以外のもの
- ④僧を軽侮する言葉
- ⑤街衢はまち、零畳は落ちぶれ重なるの意で、ちまたに集まること
- ⑥臂はひじ。指を焼いたり臂の皮を剥いだりして
- ⑦家々を訪れ偽りの教えを説く
- ⑧あやしい言葉で人を惑わす
- ⑨一般の人々。百姓と同義
- ⑩釈経は釈迦の教え。一方では釈迦の教えに背き、一方では法令に違反する
- ⑪俗生活を営みつつ仏道修行をする者の中で、男を優婆塞、女を優婆夷という
- ⑫正式に出家し僧尼となること
- ⑬現滋賀県甲賀郡信楽町

【史料 14】

淡海先帝の命を受けたまふに及至びて、帝業を恢開し、皇猷を弘闡したまふ。道は乾坤に格り、功は宇宙に光れり。既にして以爲ほしけらく、風を調へ俗を化むることは、文より向きことは莫く、徳を潤らし身を光らすことは、孰か學より先ならむと。爰に則ち庠序を建て、茂才を徴し、五禮を定め、百度を興したまふ。

●行基の活動

(養老元年四月)壬辰、詔して曰く、「……凡そ僧尼は、寺家に寂居して教を受け道を伝ふ。令に准ずるに云はく、其れ乞食する者有らば、三綱連署して、午より前に鉢を捧げて告げ乞へ。此れに因りて更に余の物を乞ふこと得じ、と。方今、小僧行基并に弟子等、街衢に零畳して妄りに罪福を説く。朋党を合せ構へ、指臂を焚き剥ぎ、歴門仮説して強ひて余の物を乞ひ、詐りて聖道を称して百姓を妖惑す。道俗擾乱し、四民業を棄つ。進みては釈経に違ひ、退きては法令を犯す。……」と。
 (天平三年八月癸未)……詔して曰く、「比年行基法師に随逐ふ優婆塞・優婆夷等、法の如く修行する者は、男は年六十一已上、女は年五十五以上、咸く入道することを聴せ。……」と。
 (天平十五年十月)乙酉、皇帝、紫香樂宮に御す。盧舎那仏の像を造り奉らむがために始めて寺地を開く。是に於て、行基法師、弟子等を率ゐて衆庶を勧誘す。
 (天平十七年正月)己卯、詔して行基法師を以て大僧正と為す。
 (続日本紀)

権力闘争に明け暮れた 奈良時代の政治家たち

奈良時代の実力者と政治史

天武、持統と強大な権力をもった天皇の時代が終わり、政変による政権交代が相次いだ。

天皇	実力者	皇族系	僧侶
元明 (710-715)	藤原不比等	藤原氏	
元正 (715-724)	藤原四子	藤原氏	
聖武 (724-749)	藤原四子	藤原氏	
孝謙 (749-758)	藤原仲麻呂	藤原氏	
淳仁 (758-764)	道鏡	藤原氏	
称徳 (764-770)	道鏡	藤原氏	
光仁 (770-784)	藤原百川	藤原氏	

年	事件	説明
710	平城京遷都	
718	養老律令選定	大宝律令の編纂(701年)で功績があった藤原不比等は、その後も新律令の編纂作業を継続するが、その死で中断される。
720	藤原不比等 死去	
724	長屋王の変	天武天皇の孫・長屋王と不比等の4子(藤原四子)が対立。藤原宇合ら率いる軍勢が長屋王宅を包囲し、長屋王は自害した。
729	長屋王の変 藤原光明子 立后	長屋王の変後に詔が発せられ、藤原四子の妹・光明子が、皇族出身者以外で初めて皇后になった(光明皇后)。
737	藤原四子 死去	武智麻呂(むちまろ)、房前(ふささき)、宇合、麻呂(まろ)が次々と病死。
740	藤原広嗣の乱 (藤原宇合の子)	
749	東大寺大仏開眼	聖武天皇の発願で造立された東大寺の大仏。
756	橘諸兄 引退	
757	養老律令施行	光明皇太后の子・孝謙天皇と武智麻呂の子・藤原仲麻呂は、お互いの祖父・不比等が編纂していた養老律令を施行する。
760	光明皇太后 崩御	
764	藤原仲麻呂の乱	仲麻呂を信任していた光明皇太后の死後、仲麻呂と孝謙上皇の対立が深まり、挙兵した仲麻呂は捕らえられて斬首された。
769	宇佐八幡宮神託事件	「皇位を道鏡に譲れ」という神託が下ったとの噂が流れるが、和氣清麻呂(わけのきよまる)が参宮して神託を否定、道鏡による皇位篡奪(さんだつ)を阻止した。
770	称徳天皇 崩御 道鏡 左遷	
773	山部親王 立太子 (のちの桓武天皇)	道鏡を信任していた称徳天皇(=孝謙上皇)が病死、道鏡は下野国薬師寺に左遷された。



奈良時代に入ると、藤原氏の台頭が顕著になり、政治家たちによる激しい権力闘争が始まった。

反乱、病氣、愛憎劇…
めまぐるしい政権交代

天武天皇が686年に没した後、天武の皇后だった持統天皇は事業を引き継ぎ、694年に藤原京へ遷都した。そうしたなかで藤原不比等は、娘の宮子(のちの聖武天皇)にも娘の光明子を嫁がせて、都の政治を生耳だった。

不比等が720年に死ぬと、藤原氏に対抗する皇族勢力のなかから、天武天皇の孫・長屋王が台頭、左大臣となつて実権を握る。一方、不比等の子の武智麻呂、房前、宇合、麻呂の4兄弟(藤原四子)は、妹の光明子を皇后にしようとして画策。これを阻止しようと動いた長屋王に謀反の疑いをかけ、自害に追い込み、政権を奪った。

その後、藤原四子は大陸からわたつてきた天然痘にかかり、わずか4カ月の間に相次いで死んでしまった。この政治空白期に皇族の血を引く橘諸兄が一時台頭するが、武智麻呂の子・仲麻呂が光明皇后の寵愛を受けて新興。孝謙天皇の退位後に淳仁天皇を立て、自らは太政大臣として権力を振るつた。

しかし、孝謙上皇は自分の病気を治した看病禪師の道鏡を寵愛し始めたため、仲麻呂は淳仁天皇を通じて諫めるが、上皇は激怒。上皇の専制政治に焦りを感じた仲麻呂は764年に挙兵したが、あつげなく敗れて斬首された。

道鏡は太政大臣・禪師、法王になり、政界に君臨するが、称徳天皇(孝謙上皇が即位)が770年に病死すると失脚、下野国薬師寺に左遷された。

人物伝
聖武天皇
[701-756]

第45代天皇(在位724~749年)。長屋王の変後、藤原不比等の娘・光明子を臣下として初めて皇后とする。在位中に災害や疫病が多発したため、仏教に深く帰依し、国分寺建立の詔、大仏造立の詔を発している。また、災厄から逃れるため恭仁京(くにきょう)、難波宮(なにわのみや)、紫香楽宮(しからきのみや)など、たびたび遷都したが、平城京に復帰した。

19 土地制度の変遷

「公地公民制」の崩壊

律令による「公地公民制」は、効率的なしくみではあったが、現実にはさまざまな問題があり、崩壊のきざしを見せ始めていた。

豪族の土地私有を否定した律令制度

天皇を中心とする中央集権国家の形成を目ざした大化改新（645年）まで、国内の土地や人民は、天皇、皇族、豪族がそれぞれ私的に所有、支配していた。646年に発せられた改新の詔は、土地や人民はすべて国家のものとする公地公民制への転換を示すものだったとされるが、実際には、土地や人民

の私有禁止は発令されなかったが、あるいは実効性がなかった。

公地公民制の実現を象徴するのは、702年施行の大宝律令だ。同時期には、6年に1度戸籍が作成され、農民に口分田を与える班田収授も6年に1度実施されるようになった（6年1班）。6歳以上の良民（一般人のこと）の男子には2段（約24アール）、女子にはその3分の2の口分田が支給され、1段につき2束2把の田租が徴収された。

理想と現実のギャップ 「公地公民制」を断念

しかし、奈良時代に入ると税負担や平城京建設などの労役から逃れるため、豪族のもとに身を寄せたり、貴族の支配下に入ったたりする農民が増えていく。そこに農民人口の増加も加わり、口分田の荒廃や不足が重大な問題となった。

723年、朝廷は期限つきで開墾地の私有を認める三世一身法を制定した。これによって開墾は進んだが、いずれは国に土地を返さなければならぬため、農民の開墾意欲を増大させるにはいたらなかった。

そこで743年、土地の無期限私有を許可する墾田永年私財法が制定される。開墾の限度は位階によって定められているものの、朝廷自らが公地公民制を放棄したことになり、以降、貴族や寺社の私有地は増加していった。荘園の発生である。

奈良時代末には、寺社や貴族が一般農民を使い開墾を進めたため、農民の田が荒廃した。桓武天皇は6年1班を12年1班に改め、班田収授の維持を図ったが、その後も荘園の拡大、農民層の分化は進行し、902年の班田を最後に、公地公民制は終焉を迎えた。

律令による土地制度とその変遷

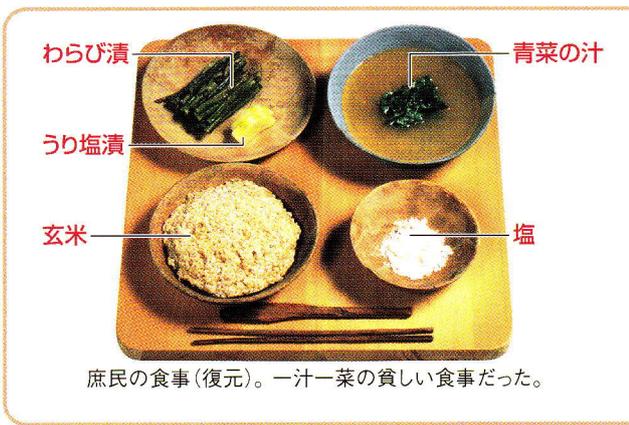


- 奈良時代初め 人口増による口分田不足。重税により農民が逃げ出す。 → 税収不足
 - 722年 百万町歩の開墾計画 → 失敗
 - 723年 三世一身法 → 失敗
新しい灌漑施設をともなう開墾地は3代、旧来の灌漑施設を利用した開墾地は本人1代のみ私有を認める。
 - 743年 墾田永年私財法
自分で開墾した土地は永久に私有を認める。
- 政府が公地公民の原則を放棄し、大規模な私有地（荘園）が発生。

万葉集に歌われた農民の貧困

「風雑へ 雨降る夜の 雨雑へ 雪降る夜は 術もなく 寒くしあれば 堅塩を 取りつつしるひ 糟湯酒うち 啜ろひて 咳かひ 鼻びしびしにしかとあらぬ (中略) 寒くしあれば 麻衾 引き被り 布肩衣 有りのことごと 服襲へども 寒き夜すらを 我よりも 貧しき人の 父母は 飢え寒ゆらむ 妻子どもは 吟び泣くらむ (後略)」

この山上憶良による「貧窮問答歌」(万葉集)は、重い負担に苦しむ農民の姿を歌ったものとして知られている。ただし、現実の農民の姿を描いたというよりも、憶良が遣唐使時代に学んだ中国詩文の影響を強く受けてつくられた可能性が高い。



人物伝 光仁天皇

第49代天皇(在位770~781年)。天智天皇の孫にあたる。称徳天皇が死去すると、度重なる政変による粛清などで、天武天皇の血を引く皇族がいなくなったため、推挙されて即位。その後、大逆を働いたとして当時の皇后、皇太子を廃し、渡来系和(やまと)氏出身の高野新笠(たかののにいがさ)との間に生まれた山部(やまべ)親王(のちの桓武天皇)を皇太子とした。